

福山市分別収集計画

2025年(令和7年)6月20日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の効率的な資源化、再生利用を進め減量化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づいた、製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括回収についても検討する。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向は、次のとおりである。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、2026年(令和8年)4月を始期とする2030年(令和12年)までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。製品プラスチックは単独回収を行っていないが、将来的にはプラスチック資源循環法に基づいた分別収集を検討する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
容器包装廃棄物	29,507t	29,419t	29,330t	29,242t	29,155t
製品プラスチック	燃やせるごみ又は不燃(破碎)ごみとして収集を行い、熱回収とする。				

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）環境教育、啓発活動の充実

環境出前講座、ごみ処理施設見学、環境体験講座、各種イベントでの展示啓発等あらゆる機会を活用し、市民・事業者に対して、ごみ排出量の経年変化、ごみ処理に要する経費の増加、最終処分場のひっ迫等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。また、環境教育の実施、広報紙、ポスター、パンフレット等によるごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果に関する教育啓発活動の充実とともに、地域でのアドバイザーとして活躍できる人材育成の推進を図る。

（2）資源回収の推進と紙類の収集の実施

①子ども会・自治会（町内会）・女性会等の団体による資源回収（段ボール・アルミ缶・スチール缶・びん類など）を推進するため、補助金制度を設ける。

②毎月一回、段ボールを含む紙類を分別収集することで、更なる段ボール類の再資源化に取り組む。

③その他、これを補完するために公共施設等において、牛乳パック・段ボールなどの紙類の拠点回収を実施する。

（3）多量排出事業者における容器包装の使用の合理化

容器包装の多量排出事業者を対象に、容器包装の使用の合理化を推進するため、「容器包装の排出抑制の取組状況」及び「減量計画書」の提出を求めるとともに、立入調査を実施し、状況を把握して指導する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、同表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	資源ごみ（缶類）
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他）	資源ごみ（びん類）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類※（内海・沼隈町のみ）
主として段ボール製の容器	紙類※（走島町以外の地域）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	容器包装プラスチックごみ
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	増減率
主としてスチール製の容器	487	457	429	403	379	△6%
主としてアルミ製の容器	663	672	681	690	699	1%
無色のガラス製容器	471	453	436	419	403	△4%
	内 引 渡 量	0	0	0	0	
	内 独自処理量	471	453	419	403	
茶色のガラス製容器	668	635	603	573	544	△5%
	内 引 渡 量	0	0	0	0	
	内 独自処理量	668	635	573	544	
その他のガラス製容器	272	270	268	266	264	△1%
	内 引 渡 量	272	270	266	264	
	内 独自処理量	0	0	0	0	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	△1%
主として段ボール製の容器	48.4	50.4	52.4	54.5	56.7	4%
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	96	96	96	96	96	0%
	内 引 渡 量	0	0	0	0	
	内 独自処理量	96	96	96	96	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,617	2,533	2,451	2,372	2,295	△3%
	内 引 渡 量	0	0	0	0	
	内 独自処理量	2,617	2,533	2,451	2,295	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{容器包装廃棄} \\ \text{物の排出量の} \\ \text{見込み※1} \end{array} \right) \times [\text{分別収集対象人口率※2}] \times [\text{分別排出率※3}]$$

※1 容器包装廃棄物の排出量は、前年度の見込み量を用いる。

※2 総人口に占める分別収集対象人口は100%であり、計画期間内に市域の変更は予定されていないため、分別収集対象人口率を1とする。

※3 直近年度の収集実績量の増減率の平均をもとに分別排出率を見込む。

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	資源ごみ（缶類）	市・委託業者の 定期収集	委託業者
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器 （無色、茶色、その他）	資源ごみ（びん類）		
主として段ボール製の容器	紙類 ※（走島町以外の地域）		
主として紙製の容器であって飲料を充 てんするためのもの（原材料としてアルミ ニウムが利用されているものを除く）	紙類 ※（内海・沼隈町のみ）	委託業者の定 期収集	
主としてポリエチレンテレフタレート（PE T）製の容器であって飲料又はしょうゆ を充てんするためのもの	容器包装プラスチックごみ	市・委託業者の 定期収集	市
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、資源ごみ（缶類・びん類）は、民間施設（2か所）で中間処理を行っている。

リサイクル工場焼失に伴い、機械選別が不可能となったことから手選別のみに
よる中間処理を実施。

紙類については、収集後、直接民間業者に引き渡しており、市において、中間
処理は行っていない。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市民等の意見、要望を反映させ、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議し、容器包装廃棄物の効率的な資源化、再生利用を進め減量化を図る目的で、市民、学識経験者、行政からなる審議会を設置している。

(2) 分別収集の推進に関する補助金

2006年度（平成18年度）から、ごみの減量・再資源化の推進・分別徹底について、協力体制を推進するために、自治会（町内会）を中心とした組織に地域まちづくり推進事業の補助金として、他の補助金と一括して交付している。